

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教育の情報化に対応し、平成32年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善や、**障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援**のため、**必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができる（併用制※）**よう、所要の措置を講ずる。

※引き続き、紙の教科書を給付。

概要

1. 学校教育法の一部改正

現在、小学校、中学校、高等学校等の授業では、紙の教科書を使用しなければならない（教科書の使用義務）こととされているところ、

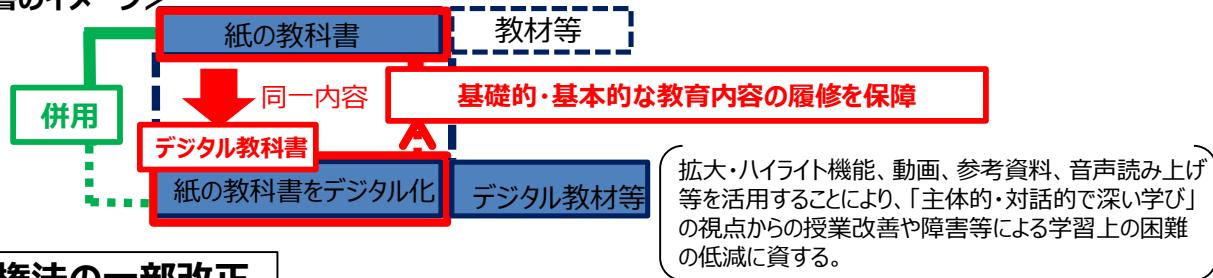
- ① 小学校、中学校、高等学校等において、検定済教科書※の内容を電磁的に記録した「デジタル教科書」がある場合には、**教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとする。**

※学習指導要領を踏まえた検定基準に基づく検定に合格した図書が教科書として使用される。

ただし、**視覚障害、発達障害等の事由により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒**に対し、文字の拡大や音声読み上げ等により、その学習上の困難の程度を低減させる必要がある場合には、**教育課程の全部において、通常の紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとする。**【第34条関係】

- ② 特別支援学校や、工業高校など高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、その内容を電磁的に記録した教材を使用できることとする。【附則第9条関係】

<デジタル教科書のイメージ>



2. 著作権法の一部改正

- **通常の紙の教科書と同様に、掲載された著作物を権利者の許諾を得ずに「デジタル教科書」に掲載し、必要な利用を行うことを認める**とともに、当該著作物の利用に係る補償金等の規定について整備する等の措置を講ずる。【新設】

3. 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

- 民間による教科書の発行がなく文部科学省著作教科書が発行される場合に、その「デジタル教科書」についても、文部科学省著作教科書と同様に、文部科学大臣が出版権を設定できることとする等の措置を講ずる。【第17条関係】

施行期日

平成31年4月1日